

令和3年度 第3回

酒田市国民健康保険運営協議会資料

酒田市健康福祉部国保年金課

令和4年度国民健康保険税について

1 県が示した確定係数による令和4年度国保事業費納付金

	R4年度 県納付金	R3年度 県納付金	増減額
医療分	1,631,818,364 円	1,683,333,563 円	▲51,515,199 円
後期高齢者支援金分	592,678,773 円	608,339,044 円	▲15,660,271 円
介護納付金分	201,665,117 円	204,589,170 円	▲ 2,924,053 円
合 計	2,426,162,254 円	2,496,261,777 円	▲70,099,523 円

〔減要因〕被保険者数および一人当たり医療費の推計等による県全体の医療費見込額が減少したため

2 今後の収支見通しについて（現行税率）

【単年度収支の見通し】…県から提示された令和4年度確定納付金に基づいて推計

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
▲343,791 千円	▲272,071 千円	▲255,755 千円	▲260,672 千円

⇒ 令和3年度税率改正時の見通しと比較し、令和3年度は赤字幅が拡大するものの、令和4年度以降は同程度と見込む。

【基金残高の見通し】…年度末残高見込み

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
2,144,832 千円	1,872,761 千円	1,617,006 千円	1,356,334 千円

⇒ 令和3年度税率改正時の令和5年度末基金残高見込みは約13億5,000万円だったが、令和4年度の納付金を基に推計した結果、約16億2,000万円となり、約2億7,000万円の増となる見込みである。

⇒ 現在の山形県国民健康保険運営方針（6か年）の最終年度となる令和5年度において、条例上の基金残高の目安（約10億円）を約6億円上回り、第2期運営方針初年度となる令和6年度は約3億6,000万円上回る。

＜参考＞令和3年度税率改正時の見通し

	R3年度	R4年度	R5年度
単年度収支	▲291,454	▲268,257	▲262,809
基金残高	1,880,746	1,612,489	1,349,680

＜参考＞令和4年度税制改正について

課税限度額の改正内容

	医療分	支援分	介護分	計
改正前	63万円	19万円	17万円	99万円
改正後	65万円	20万円	17万円	102万円
差	2万円	1万円	変更なし	3万円

3 税率改正について

【税率改正の考え方】

- （1）県の確定納付金の提示額、今後の収支及び基金残高の見通しを踏まえ、税率を検討する。
- （2）条例上の基金残高の目安を確保しつつ、被保険者の負担軽減を図る。
〔令和4年度税制改正（課税限度額の引き上げ）、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置を反映〕

【検討結果】

- （1）令和6年度における基金残高の見通しが、目安より約3億6,000万円上回る見込みである。
- （2）国民健康保険法の改正（令和4年4月施行）により、本年4月から県の国保会計で生じた決算剰余金を県基金に積立て、納付金の減算に活用することが可能となり、納付金負担の抑制に繋がることが見込まれる。
- （3）令和5年度以降の納付金の動向を注視しながらも、諸情勢の変化を踏まえ、条例上の目安を超える分の基金をできる限り活用し、被保険者の負担を軽減する。

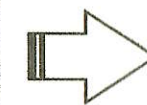


毎年、約5,000万円の基金を活用し税率を引き下げる

【改正税率（案）】

		所得割	均等割	平等割
医療分	現行税率	6.0%	19,700 円	15,000 円
	改正後	5.9%	19,200 円	14,200 円
	差	▲0.1%	▲500 円	▲800 円
後期高齢者支援金分	現行税率	2.6%	8,800 円	6,700 円
	改正後	2.4%	8,400 円	6,200 円
	差	▲0.2%	▲400 円	▲500 円
介護納付金分	現行税率	2.3%	10,600 円	5,700 円
	変 更 な し			

【現行税率】
一人当たり税額
89,584 円



【改正税率】
一人当たり税額
87,452 円
対現行税率
▲2,132 円
▲2.38%

【税率改正による見通し】

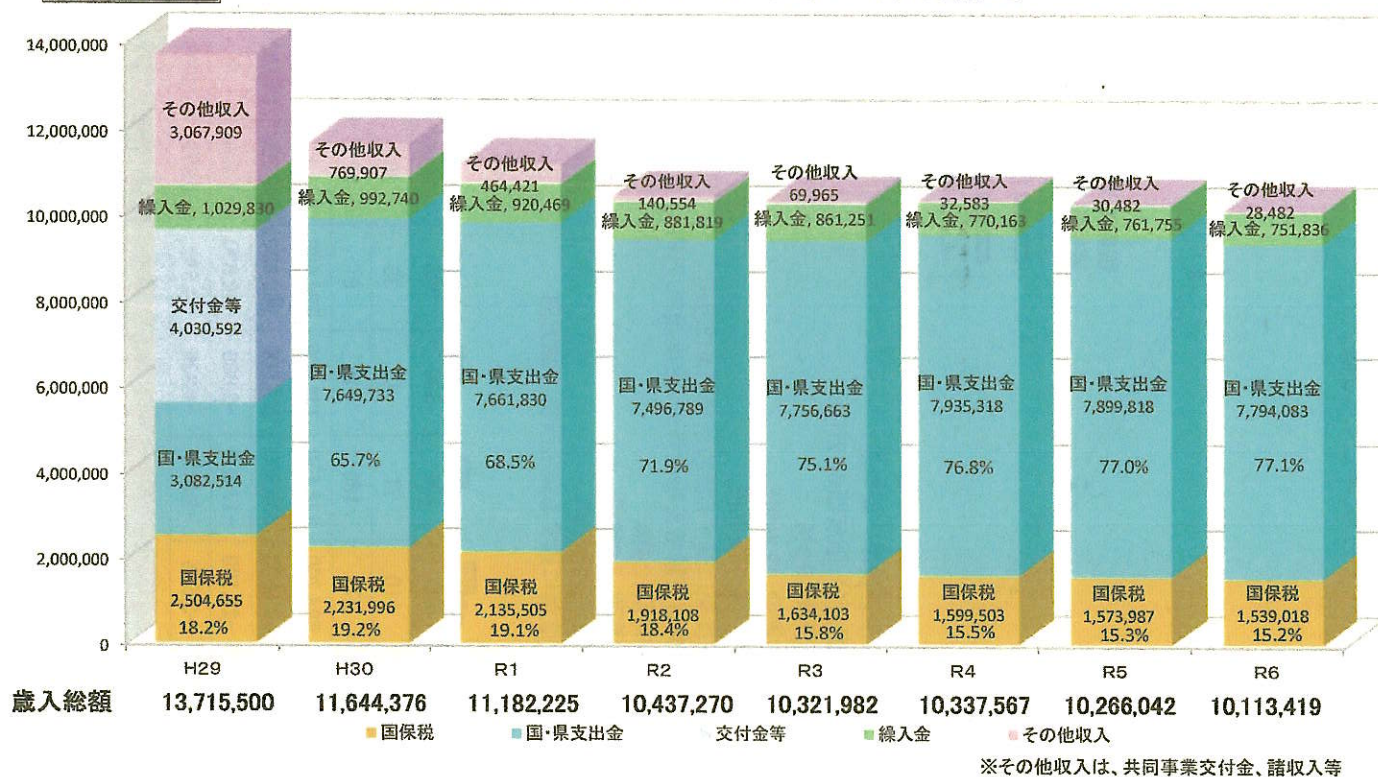
＜単位：千円＞

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
単年度収支	▲343,791	▲334,007	▲320,707	▲324,493
基金残高	2,144,832	1,810,825	1,490,118	1,165,625

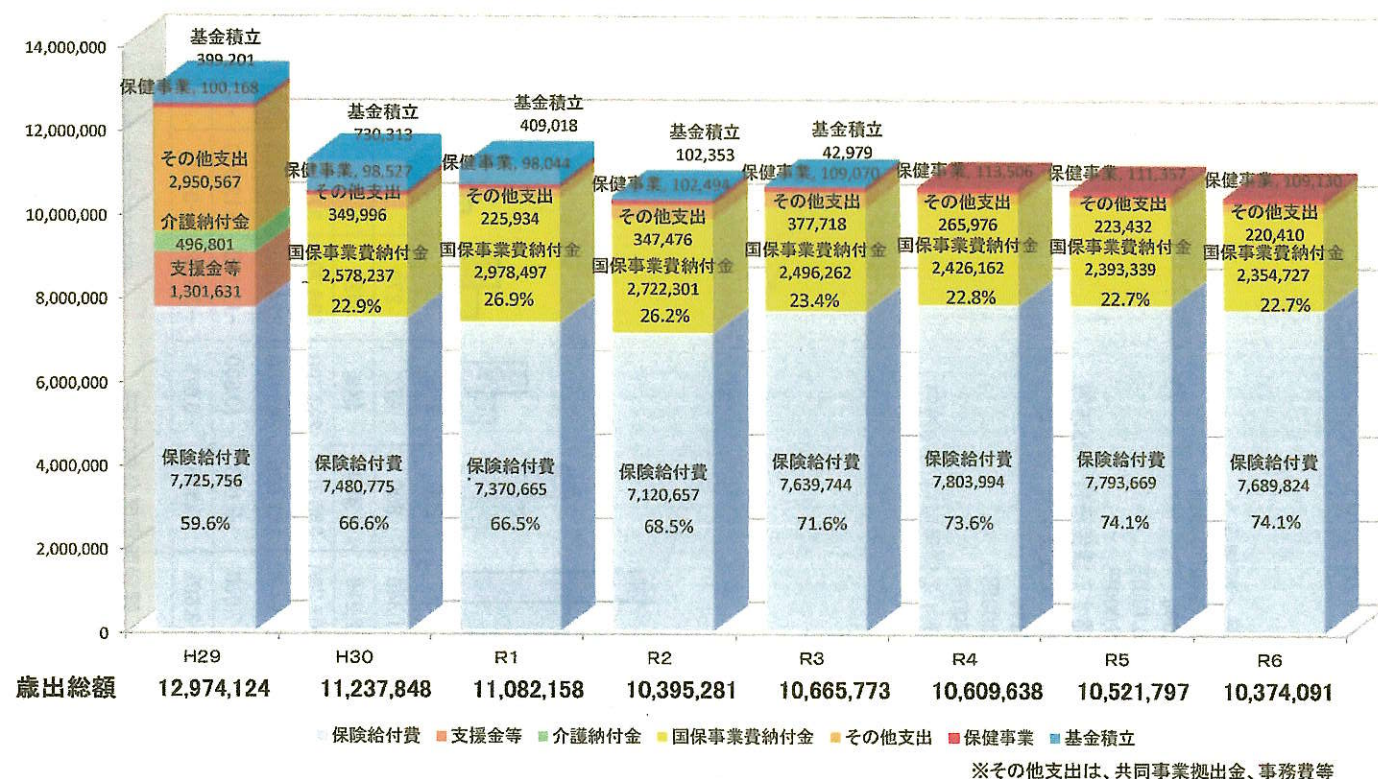
現行税率

酒田市国民健康保険事業年度別決算(見込み)状況【歳入】

(単位:千円)



酒田市国民健康保険事業年度別決算(見込み)状況【歳出】



単年度収支	730,809	395,465	102,558	44,274	▲ 343,791	▲ 272,071	▲ 255,755	▲ 260,672
-------	---------	---------	---------	--------	-----------	-----------	-----------	-----------

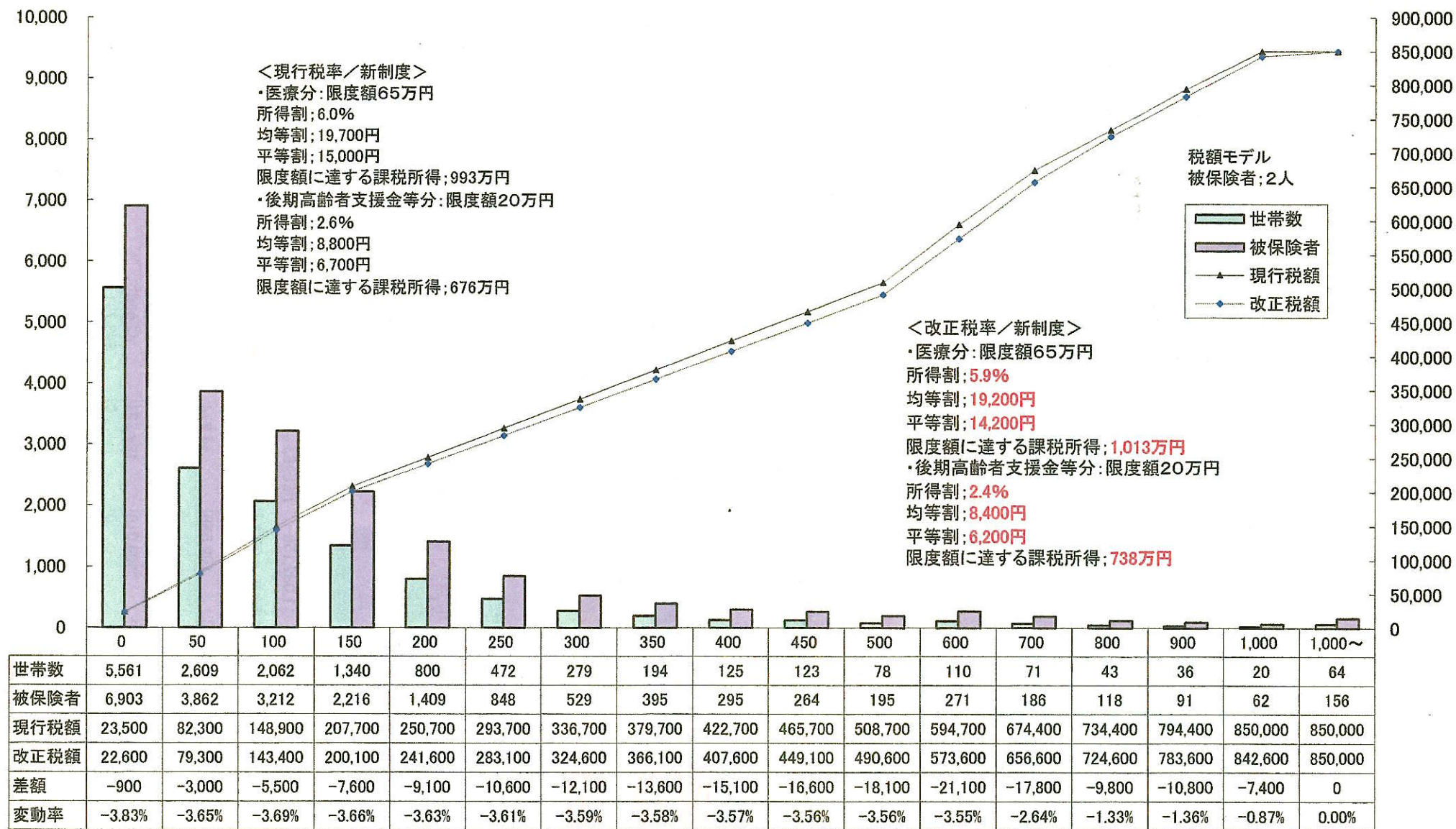
基金の状況

前年度末残高	804,759	1,203,960	1,934,273	2,343,291	2,445,644	2,144,832	1,872,761	1,617,006
基金積立金	399,201	730,313	409,018	102,353	42,979	0	0	0
基金繰入金	0	0	0	0	343,791	272,071	255,755	260,672
年度末残高	1,203,960	1,934,273	2,343,291	2,445,644	2,144,832	1,872,761	1,617,006	1,356,334

世帯数
被保険者数

国保税所得階層別分布状況と税額モデル＜医療分+後期高齢者支援金等分＞現行税率との比較

税額(円)



※課税所得区分0円については7割軽減を、課税所得区分50万円については5割軽減を、課税所得区分100万円については2割軽減を適用させた場合の例示。

課税所得階層区分(万円)

区分／ケース		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
世帯構成等	被保険者数	1人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	3人	2人	4人
	給付収入	980,000	980,000		1,530,000	1,700,000		2,400,000	3,600,000	4,200,000	9,200,000
	年金収入			1,750,000							
	その他所得						1,330,000				2,600,000
現行税率／新制度	所得割	6.0%	0	0	13,200	33,000	41,400	54,000	70,200	120,600	149,400
	資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割	19,700円	19,700	39,400	39,400	39,400	39,400	39,400	59,100	39,400	78,800
	平等割	15,000円	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
改正税率（案）／新制度	割額合計	34,700	54,400	67,600	87,400	95,800	108,400	124,600	194,700	203,800	654,800
	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
	5割減判定所得金額			1,000,000	1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
増減額	軽減適用額	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減				
	軽減額	24,290	38,080	27,200	27,200	10,880	10,880				
	医療分①	10,400	16,300	40,400	60,200	84,900	97,500	124,600	194,700	203,800	650,000
	所得割	2.6%	0	0	5,720	14,300	17,940	23,400	30,420	52,260	64,740
増減額	資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割	8,800円	8,800	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600	26,400	17,600	35,200
	平等割	6,700円	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700
	割額合計	15,500	24,300	30,020	38,600	42,240	47,700	54,720	85,360	89,040	285,000
増減額	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
	5割減判定所得金額			1,000,000	1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用額	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減				
増減額	軽減額	10,850	17,010	12,150	12,150	4,860	4,860				
	支援金等分②	4,600	7,200	17,800	26,400	37,300	42,800	54,700	85,300	89,000	200,000
	所得割	2.3%	0	0	12,650	15,870	20,700	26,910	46,230	57,270	215,050
	資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増減額	均等割	10,600円	10,600	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200
	平等割	5,700円	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
	割額合計	16,300	26,900	0	39,550	42,770	47,600	53,810	73,130	84,170	241,950
	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
増減額	5割減判定所得金額			1,000,000	1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用額	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減				
	軽減額	11,410	18,830		13,450	5,380	5,380				
増減額	介護分③	4,800	8,000	0	26,100	37,300	42,200	53,800	73,100	84,100	170,000
	計④（①＋②＋③）	19,800	31,500	58,200	112,700	159,500	182,500	233,100	353,100	376,900	1,020,000
	所得割	5.9%	0	0	12,980	32,450	40,710	53,100	69,030	118,590	146,910
	資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増減額	均等割	19,200円	19,200	38,400	38,400	38,400	38,400	38,400	57,600	38,400	76,800
	平等割	14,200円	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200
	割額合計	33,400	52,600	65,580	85,050	93,310	105,700	121,630	190,390	199,510	642,650
	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
増減額	5割減判定所得金額			1,000,000	1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用額（A）	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減				
	（A）の軽減額	23,380	36,820	26,300	26,300	10,520	10,520				
増減額	未就学児分の均等割軽減適用（B）								5割減		
	（B）の軽減額								9,600		
	医療分⑤	10,000	15,700	39,200	58,700	82,700	95,100	121,600	180,700	199,500	642,600
	所得割	2.4%	0	0	5,280	13,200	16,560	21,600	28,080	48,240	59,760
増減額	資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割	8,400円	8,400	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	25,200	16,800	33,600
	平等割	6,200円	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
	割額合計	14,600	23,000	28,280	36,200	39,560	44,600	51,080	79,640	82,760	264,200
増減額	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
	5割減判定所得金額			1,000,000	1,000,000						
	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用額（C）	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減				
増減額	軽減額	11,410	18,830		13,450	5,380	5,380				
	（C）の軽減額	10,220	16,100	11,500	11,500	4,600	4,600				
	未就学児分の均等割軽減適用（D）								5割減		
	（D）の軽減額								4,200		
増減額	支援金等分⑥	4,300	6,900	16,700	24,700	34,900	40,000	51,000	75,400	82,700	200,000
	所得割	2.3%	0	0	12,650	15,870	20,700	26,910	46,230	57,270	215,050
	資産割	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割	10,600円	10,600	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200	21,200
増減額	平等割	5,700円	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
	割額合計	16,300	26,900	0	39,550	42,770	47,600	53,810	73,130	84,170	241,950
	7割減判定所得金額	430,000	430,000								
	5割減判定所得金額			1,000,000	1,000,000						
増減額	2割減判定所得金額					1,470,000	1,470,000				
	軽減適用額	7割減	7割減	5割減	5割減	2割減	2割減				
	軽減額	11,410	18,830		13,450	5,380	5,380				
	介護分⑦	4,800	8,000	0	26,100	37,300	42,200	53,800	73,100	84,100	170,000
増減額	計⑧（⑤＋⑥＋⑦）	19,100	30,600	55,900	109,500	154,900	177,300	226,400	329,200	366,300	1,012,600
	医療分（⑤-①）	-400	-600	-1,200	-1,500	-2,200	-2,400	-3,000	-14,000	-4,300	-7,400
	支援金等分（⑥-②）	-300	-300	-1,100	-1,700	-2,400	-2,800	-3,700	-9,900	-6,300	0
	介護分（⑦-③）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増減額	計（⑧-④）	-700	-900	-2,300	-3,200	-4,600	-5,200	-6,700	-23,900	-10,600	-7,400
	税額増減率	-3.5%	-2.9%	-4.0%	-2.8%	-2.9%	-2.8%	-2.9%	-6.8%	-2.8%	-0.7%

※ 軽減基準
 7割減：基礎控除額43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）の額以下の世帯
 5割減：基礎控除額43万円＋〔28.5万円×（国民健康保険加入者数及び後期高齢者医療制度移行者数）〕＋10万円×（給与所得者等の数-1）の額以下の世帯
 2割減：7割減、5割減以外の世帯で、基礎控除額43万円＋〔52万円×（国民健康保険加入者数及び後期高齢者医療制度移行者数）〕＋10万円×（給与所得者等の数-1）の額以下の世帯

令和3年度3月補正予算（案）の概要について

国民健康保険特別会計

446,762千円

(歳入)

(1) 国庫支出金

4,643千円

新型コロナの影響による国保税減免分に対する国の財政支援等

(2) 県支出金

301,147千円

医療費の増加に伴う普通交付金の増等

(3) 財産収入

730千円

貯金にあたる基金運用利子の増

(4) 繰入金

143,940千円

決算見込による基金繰入金の増等

(5) 諸収入

△3,698千円

納付金の実績見込みの減等

(歳出)

(1) 総務費

△14,554千円

決算見込みによる人件費及び委託料の減

(2) 保険給付費

289,700千円

医療費の実績及び決算見込みの増

(3) 保健事業費

2,848千円

決算見込による委託料の増

(4) 基金積立金

730千円

貯金にあたる基金運用利子の積立て

(5) 諸支出金

168,038千円

令和2年度保険給付費等交付金（普通交付金）の確定に伴う償還金の増

令和 3 年度 国保特別会計 3 月補正予算 (案)

【歳 入】

(単位：千円)

科 目	当初	9 月補正	3 月補正	計
国民健康保険税	1,634,103			1,634,103
使用料及び手数料	801			801
国庫支出金	45		4,643	4,688
(国庫補助金) 災害臨時特例補助金	45		4,313	4,358
(国庫補助金) 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金			330	330
県支出金	7,451,744		301,147	7,752,891
(県補助金) 保険給付費等交付金 (普通交付金)	7,311,113		298,270	7,609,383
(県補助金) 保険給付費等交付金 (特別交付金)	140,631		2,877	143,508
財産収入	260		730	990
国保財政調整基金利子収入	260		730	990
繰入金	1,066,102		143,940	1,210,042
(一般会計繰入金) 一般会計繰入金	307,496		59,949	367,445
(一般会計繰入金) 保険基盤安定制度繰入金	466,892		26,914	493,806
(基金繰入金) 国保財政調整基金繰入金	291,714		57,077	348,791
繰越金	2	41,988		41,990
療養給付費交付金繰越金	1	41,988		41,989
その他繰越金	1			1
諸収入	29,964		△ 3,698	26,266
(雑入) 延滞金及び過料	17,101			17,101
(雑入) 滞納処分費	1			1
(雑入) 第三者納付金	10,000		△ 5,000	5,000
(雑入) 返納金	1,001			1,001
(雑入) 償還金	1,860			1,860
(雑入) 雑入	1		1,302	1,303
計	10,183,021	41,988	446,762	10,671,771

補正後基金残高	2,154,191	2,196,179	2,139,832
---------	-----------	-----------	-----------

【歳 出】

科 目	当初	9月補正	3月補正	計
総務費	205,479		△ 14,554	190,925
保険給付費	7,350,363		289,700	7,640,063
一般被保険者療養給付費	6,308,000		244,000	6,552,000
退職被保険者等療養給付費	100			100
一般被保険者療養費	40,328		△ 2,630	37,698
退職被保険者等療養費	52			52
一般被保険者高額療養費	950,190		52,400	1,002,590
退職被保険者等高額療養費	184			184
一般被保険者高額介護合算療養費	1,295			1,295
退職被保険者等高額介護合算療養費	90			90
移送費	100			100
出産育児一時金	17,640		△ 2,520	15,120
葬祭費	10,200		△ 1,050	9,150
傷病手当金	400			400
審査支払手数料	21,784		△ 500	21,284
国民健康保険事業費納付金	2,496,264			2,496,264
医療給付費分	1,683,334			1,683,334
後期高齢者支援金等分	608,340			608,340
介護納付金分	204,590			204,590
共同事業拠出金	10			10
保健事業費	106,222		2,848	109,070
基金積立金	260	41,988	730	42,978
国保財政調整基金積立金	260	41,988	730	42,978
諸支出金	19,423		168,038	187,461
償還金	17,563		168,038	185,601
高額療養費貸付金	1,482			1,482
出産育児一時金貸付金	378			378
予備費	5,000			5,000
計	10,183,021	41,988	446,762	10,671,771

令和 4 年 2 月
総務部納税課作成

令和 3 年度 酒田市国民健康保険税収納状況について(12月末現在)

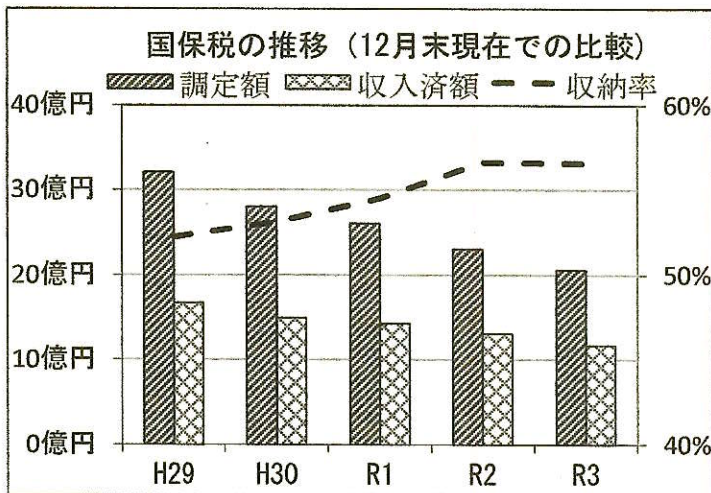
1 12月末現在の収納状況

- 現年課税分の調定額は17億624万7千円と、昨年度は前年同期比で2億4,792万4千円、今年度は1億8,207万円の大幅な減少となっています。
- これは、被保険者が減少していることに加え、コロナ禍において、酒田市独自に税率を昨年度9.78%、今年度6.73%と2年連続して引き下げたことによるものです。
- なお、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置は、40件で582万1千円となっています。
- 収納率については、前年同期比では現年課税分0.10ポイント、滞納繰越分1.82ポイント、全体で0.06ポイント低下しています。
- 令和2年度はこれまでで一番高い収納率であったため低下していますが、ほぼ元年度並みに推移しています。
- まだ年度途中であるため、納期限が来ていない1月・2月分があります。
- 最終的に決算ベースでは、現年課税分の収納率が95%前後、滞納繰越分と合わせた合計で収納率80%台となるものと見込んでいます。
- 引き続き徴収対策を行うことで、国保財政の安定化と負担の公平性の維持に努めて参ります。

2 収納状況表

(単位：千円、端数四捨五入)

		予算現額	調定額(a)	前年同期比 増 減	収入済額(b)	前年同期比 増 減	収納率 (b/a)%	前年同期比 増減ポイント
現年 課税 分	3年度	1,543,303	1,706,247	△ 182,070	1,095,315	△ 118,607	64.19%	△ 0.10
	2年度	1,718,000	1,888,317	△ 247,924	1,213,922	△ 116,182	64.29%	2.03
	元年度	1,964,600	2,136,241	△ 70,118	1,330,104	△ 50,437	62.26%	△ 0.31
滞納 繰越 分	3年度	90,800	354,933	△ 59,239	70,269	△ 19,290	19.80%	△ 1.82
	2年度	94,600	414,172	△ 56,060	89,559	△ 705	21.62%	2.42
	元年度	82,200	470,232	△ 123,920	90,264	△ 17,068	19.20%	1.14
合計	3年度	1,634,103	2,061,180	△ 241,309	1,165,584	△ 137,897	56.55%	△ 0.06
	2年度	1,812,600	2,302,489	△ 303,984	1,303,481	△ 116,887	56.61%	2.12
	元年度	2,046,800	2,606,473	△ 194,038	1,420,368	△ 67,505	54.49%	1.36

◎新型コロナウイルス感染症の
影響による減免の状況

件数 (件)	減免額 (円)	備 考
40	5,821,400	対前年比較で、主たる生計維持者の収入が30%以上減少

3 出納閉鎖期に向けた取り組み

- ① 滞納者への文書及び電話による催告の実施
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の経済支援の周知を図ると共に、世帯状況に応じた納付相談の実施

令和４年度酒田市国民健康保険事業計画（案）の概要

概 要

平成 30 年度から県と市町村の共同運営による国保の県単位化が実施され、県が財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き各地域のきめ細かな事業を担うこととされた。

県単位化後の国保は、県が策定した「山形県国保運営方針」（平成 30 年度～令和 5 年度、令和 2 年度に中間見直し）の共通認識の下、県と市町村による共同運営が図られている。令和 3 年度からは今後の保険税水準の統一、及び事務の標準化に向け、それぞれの作業部会を設置し議論を行っている。

本市においては、令和 2・3 年度に引き続き国保財政調整基金を活用し、国保税率の引き下げを行い加入者の負担軽減を図るとともに、今後も県単位化の影響を注視しつつ、健全な財政運営を図りながら、令和 4 年度は以下の事業に重点的に取り組んでいく。

重点事業

【新型コロナウイルス感染症に係る対応】

①国保税の減免・徴収猶予 ②傷病手当金の支給 ③各種手続の郵送、オンライン及び簡素化対応 ④来庁者に対する対応（窓口へのアクリルパネル設置、カウンター及び筆記台の消毒）

【市町村事務処理標準システムの導入】

市町村が行う資格管理・賦課・給付等の国保業務を支援するために国が開発した市町村事務処理標準システムを、現システムの更新時期である令和 4 年 10 月に導入・稼働する。

【特定健診・特定保健指導】

第 3 期計画（令和 5 年度まで）に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、目標受診率等の達成を目指すとともに、次期計画策定を視野にいれながら、引き続き健康課、関係機関等と連携を図り、特定保健指導対象者の減少率などのデータ把握や受診率向上対策に努める。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】

国の法改正により、市町村が 75 歳以上の高齢者に対する保健事業を介護保険の地域支援事業や国保の保健事業と一体的に実施することとなり、健康づくり、介護、国保、高齢者医療の関係課が連携して、令和 4 年度より実施する。

【データヘルス計画に基づく保健事業の推進】

第 2 期計画（令和 5 年度まで）に基づき、特定健診受診率向上対策、特定健診受診者フォローアップ、糖尿病・高血圧症予防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。
また、健康課、関係機関等と次期計画の円滑な策定に向け検討準備を進める。

【オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う取組】

令和 3 年 10 月からマイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムの運用（マイナンバーカードの保険証利用）が開始されたことに伴い、被保険者のマイナンバーカードの取得促進や保険証登録支援に関係課と協力しながら取り組む。

令和 4 年度 酒田市国民健康保険事業計画（案）

I 概 要

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成 30 年度から県と市町村が国民健康保険を共同で運営する国保の県単位化が実施された。これにより、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うとともに市町村は県に国保事業費納付金を納付、県は市町村に保険給付に必要な費用として保険給付費等交付金を交付するなど、財政運営の仕組みが大きく変化した。また、県と市町村が保険者の事務を共通認識のうえ、統一的な国保運営を行うこととなっており、県が策定した「山形県国民健康保険運営方針（平成 30 年度～令和 5 年度）」が中間年となる令和 2 年度に見直しが行われ、保険税水準の統一に関する議論を深めるとともに、事務の標準化に向けた取り組みを行うため、それぞれの作業部会を令和 3 年度に設置し、議論を行っている。

酒田市国保においては、令和 2・3 年度に引き続き国保財政調整基金を活用し、加入者の負担を軽減するため、国保税率の引き下げを行うとともに、今後も県単位化の影響を注視しつつ、健全な財政運営を図るため、以下の事項に重点的に取り組む。

1 国保財政健全化対策

(1) 国・県の公費

より一層の経営努力と安定した財政運営が可能な交付金等の確保に努める。

(2) 国民健康保険税

本市における直近年度の収納率については、収納率向上対策等により前年度を上回っている状況であるが、今後の社会・経済情勢の影響による低下も懸念される。税財源及び負担の公平性を確保するためにも、引き続き、収納対策の充実に取り組むこととし、現年度分の収納率は（※）93.66%を目標とする。

また、市広報、ホームページ、国保さかた等を通じて市民に国保財政の状況や制度等を丁寧に周知し、納税意識の高揚に努める。

（※）山形県国民健康保険運営方針における令和 4 年度目標収納率

2 収納率向上への対策

(1) 市税等収納率向上特別対策本部活動方針に基づき、以下の対策により税収の確保を図る。

- ① 「滞納を繰り越さない。その年に課税された税金はその年に徴収する。」という納税本来のあり方を推進する。
- ② 関係機関と連携した租税教育の取組などにより、税に対する理解を深め、納税意識の醸成を図る。
- ③ インターネット等による公売を継続する。

- ④ 研修会等により実務知識の習得に努め、困難な事案に対処できる人材を育成する。
- ⑤ スマートフォン決済を引き続き推進し、キャッシュレス化や納税者の利便性の向上に努める。

3 医療費適正化への対策

(1) レセプト点検の充実

- ① レセプト点検業務を国保連合会及び民間業者に全面委託することにより、点検効果の向上、医療費の適正化に努める。(内容点検効果額は、全国平均の額を目標とする。)
- ② 第三者行為求償事務を豊富な知識と高い専門性を有する国保連合会に委託することにより、求償事務の取組強化を図るとともに、自損行為、不当利得の給付の適正化に努める。(新聞等の情報活用)
- ③ レセプト点検により発見された、重複受診者、頻回受診者、重複服薬者への保健師・在宅看護師による戸別訪問指導を実施する。
- ④ 介護保険との給付調整の適正化に努める。
- ⑤ 柔道整復施術療養費については、令和4年度より県の柔道整復施術療養費適正化事業の開始に移行し、患者調査の実施や、コールセンターの設置による照会対象者からの問合せ対応を行う。

(2) 医療費通知の実施

被保険者から医療費に関心をもってもらうとともに、受診内容の確認のため、医療費通知を年6回・通算して1年分の発行を行う。

(3) ジェネリック医薬品差額通知の実施

ジェネリック医薬品の利用促進のため、現在使用している医薬品との自己負担額に一定額の差額を生じる方に対して年3回通知し、数量ベースでの使用率85.5%を目標とするとともに、県連合会設置のコールセンターにおいて被保険者からの問合せ対応を行う。

(4) 医療費動向の分析

- ① 国保データベース(KDB)システム等を活用し、医療費諸率の調査、分析等を行い、医療費適正化対策に活用する。
 - ② 医療費分析及び疾病統計分析の結果を、地域における保健事業、戸別訪問指導に活用する。
 - ③ 特定健康診査等データを活用し、健康課題の分析を行う。
- (5) 医療情報ネットワーク(ちようかいネット)を通じた健康診断等情報の提供
- 同意があった国保被保険者の健康診断等情報を、ちようかいネットを通じて参加医療機関等に提供を行う。これにより、受診者の健康診断等情報が共有され、検査等の重複防止等、効率的な医療の提供に資する。
- (6) 健康づくりの推進に向けた包括的事業連携協定による全国健康保険協会山形支部との連携

市民の健康づくりの推進に向け、相互に連携・協力した取り組みを通じて、市民の

一層の健康的な生活の実現を図るために、平成28年度に締結した包括的事業連携協定に基づき、特定健診受診案内の連携した広報による各種検診の受診促進、検診結果・医療費情報等の統計データの共有等を行う。

(7) 花王健康保険組合との連携

花王健保組合加入のシニア層が退職などにより本市国保に移行した後も健康を保持できるように、加入時から自治体の取り組みを意識した健康事業を取り入れてもらうため、本市で開催される健康づくり事業の紹介などの情報提供を行う。

4 適用適正化への対策

- (1) 国民年金の加入者、喪失者、及びオンライン資格システム上の資格重複者に対する届出勧奨通知を実施し、早期の適用適正化に努める。
- (2) 年金情報を活用した職権による資格喪失処理を実施し、適正な資格管理に努める。
- (3) 1月～2月を適用適正化月間とし、関係課とともに適正化を推進する。
- (4) 新規適用者の遡及確認を徹底する。
- (5) 被保険者資格等の適正な把握に努める（未申告世帯に対するお知らせ、高額療養費や限度額適用認定証等の申請時における申告指導）。
- (6) 遡及加入・喪失は滞納につながりやすいため、届出が遅延しないよう商工会議所・商工会を通じ事業主への協力を依頼する。
- (7) 居所不明者の実態調査及び資格喪失処理については、事務処理要綱に基づいて納税課、市民課との連携のもと効率的に行う。
- (8) 退職被保険者の適用について、国保連合会からの年金受給者リストや厚生年金情報の活用により該当者の把握に努め、個人通知を実施し適正化を図る。
- (9) マル学の該当・非該当届について、市民課等と連携のうえ確実かつ効率的に実施する。

5 保健事業の充実

(1) 健康づくり事業の推進

- ① 特定健診及び人間ドックの受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療により健康の保持・増進と医療費の適正化に努める。
- ② 特定健診の受診率向上のため、経年未受診者への受診勧奨等を行う。
- ③ 食生活改善推進員と連携し、各種栄養教室等を開催する。
- ④ 広報誌等により健康教育を推進する。
- ⑤ 健康課、医師会、庄内保健所等と連携し、がん検診受診率の向上に努める。

(2) 在宅看護師による保健指導

- ① 国保新規加入の定年退職年代の方等に対して、在宅看護師による疾病の予防や健康づくりを中心とした保健指導を実施する。
- ② 人間ドック要精検者に対し、健康管理についての保健指導を行う。

(3) データヘルス計画（第2期）に基づく保健事業の推進

- ① 特定健診未受診者対策

経年未受診者への受診勧奨の強化、４０歳到達者への無料クーポン券送付による受診勧奨

② 早期介入保健指導

３５歳から３９歳までの若年者健診対象者に対する受診勧奨及び健診料金の助成

③ 特定健診受診者へのフォローアップ

特定健診の結果を踏まえた医療機関への適切な受診勧奨

④ 健康教育

糖尿病・高血圧症予防の教室、運動教室の実施

６ 広報及び職員の研修体制

（１）広報事業の充実

① 制度改正についての市広報及びホームページへの記事掲載、酒田エフエム放送、市政情報モニター等でのＰＲ、医療費通知及びジェネリック差額通知の摘要欄の活用、制度概要等のパンフレットを市窓口等へ配置する。

② 「国保さかた」の年４回の広報折り込みを行うとともに、周知事項については必要に応じて随時広報等に掲載する。

③ ジェネリック医薬品の利用促進のため、更新時に送付する保険証の台紙の裏面に希望シールを添付するとともに、パンフレットを窓口へ配置する。

④ 山形県保険者協議会との共同広報キャンペーンとして、窓口へのチラシ配置、ホームページへの掲載を行う。

（２）職員の研修体制の充実

① 国、県、国保連合会、国保中央会主催の各種研修会に積極的に参加し、資質の向上を図る。

② 新規配属職員などに対し、新たな制度運用等に関する課内研修及び国保関係課合同研修を実施する。

③ 業務マニュアル等の作成・活用により、課全体の業務の理解を深め、課内の意思疎通、市民サービスの向上に努める。

④ 市民対応の質の向上のため、課内接遇研修を実施する。

７ 重点事業

（１）国民健康保険財政の健全な運営

今後も、高齢化の進展等により一人当たり医療費の増加が見込まれるものの、引き続き国民健康保険事業を安定的に実施していくため、国保税収納率向上対策の実施や市民に対する納税意識の高揚を図りながら歳入確保に努めるとともに、医療費適正化対策により一人当たり医療費の伸びの抑制に努め、国保財政の健全な運営を図っていく。

（２）市町村事務処理標準システムの導入

市町村が行う資格管理、賦課、給付等の国保業務を支援するために国が開発した市町村事務処理標準システムを、現在のシステム更新時期である令和４年１０月に

導入・稼働する。市町村事務処理標準システムを導入することにより、事務の効率化、経費の削減等が見込まれる。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る対応

① 国保税の減免・徴収猶予

所得の減少等により納付が著しく困難になったと認められる方の減免
事業等の収入に相当の減少があったと認められる方の徴収猶予

② 傷病手当金の支給

給与の支払いを受けている方で、感染または感染が疑われ、療養のために就労
予定日に就労できなかった方への支給

③ 各種手続きの郵送及びオンライン対応

国保の脱退や高額療養費の申請等、郵送による手続きが可能な場合は、返信用
封筒を同封し郵送手続きを主とする。また、国民健康保険被保険者証の再発行手続
き等のオンライン対応を推進する。

④ 来庁者に対する対応

アクリルパネルの窓口設置による飛沫防止、カウンター及び筆記台等の消毒、
啓発ちらしの配置

(4) 特定健診・特定保健指導の推進

平成30年度から令和5年度までの6か年を期間とする第3期計画に基づき、特定
健診・特定保健指導を実施し、目標受診実施率の達成を目指していく。

引き続き健康課、関係機関等と連携を取りながら、特定保健指導対象者の減少率な
どのデータ把握や受診率向上対策に努めていく。

(5) データヘルス計画に基づく保健事業の推進

平成30年度から令和5年度までの6か年を期間とする第2期計画に基づき、特定
健診受診率向上対策事業、特定健診受診者フォローアップ事業、糖尿病・高血圧症予
防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

(6) オンライン資格確認等システムの運用

令和3年10月から始まったマイナンバーカードによるオンライン資格確認等シ
ステムの運用に伴い、引き続き関係課と協力し、被保険者のマイナンバーカードの取
得促進、マイナポータルへの保険証登録支援に取り組む。

(7) 各種申請手続きの簡素化・効率化

令和3年度10月勧奨分より、酒田市国民健康保険加入全世帯において被保険者の
高額療養費の支給申請手続の簡素化を開始した。また、令和4年1月より国民健康保
険法施行規則の一部改正に基づき、基準収入額適用について対象者からの申請を不要
とした。今後も被保険者の利便性を考慮した簡素化・効率化に取り組む。

(8) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

令和元年5月の法改正により、市町村が75歳以上の高齢者に対する保健事業を
介護保険の地域支援事業や国保の保健事業と一体的に実施することとされた。令和4
年度より健康づくり、介護、国保、高齢者医療などの関係各課と相互に連携し取り組
む。

令和４年度予算（案）の概要について

＜令和４年度予算の方針＞

１ 税率の引き下げ

- ・被保険者の負担を軽減するため、基金を活用して税率を下げる。

２ 新型コロナウイルス感染対応

- ・収入の減による国保税の減免及び徴収猶予 ・ 傷病手当金の支給
- ・高額療養費に係る申請手続きの郵送化、及び全世帯の支給手続きの簡素化
- ・国民健康保険被保険者証の再発行等に係るオンライン申請

３ 収納率向上対策

- ・引き続き期限内納付を促すとともに、キャッシュレス化や納税者の利便性向上のために口座振替及びスマホ決済を促進する。

４ 保健事業等の充実

- ・各種保健事業（特定健診・特定保健指導の実施、人間ドック助成事業等）等の促進により、加入者の健康増進と健康寿命の延伸につなげ、医療費の適正化を図る。

国民健康保険特別会計

１０，６１４，４３１千円

（歳 入）

＜主な歳入の増減＞

- ・国民健康保険税（対前年度比：△７９，４００千円）
令和４年度の国保税率の引下げによる減
被保険者の減（年間平均：２１，２５２人 → ２１，０１２人）
- ・県支出金（対前年度比：４７９，６２１千円）
医療費の増見込みによる保険給付費等交付金（普通交付金）の増額
- ・繰入金（対前年度比：２５，３４３千円）
国保税率引下げに伴う税収入の減による国保財政調整基金繰入金の増額

◆主な歳入

（１）国民健康保険税

１，５５４，７０３千円

（２）県支出金

７，９３１，３６５千円

保険給付費等交付金（普通交付金）

市町村が支払う保険給付費に要する費用

保険給付費等交付金（特別交付金）

保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金、特定健康診査等負担金

(3) 繰入金 1, 091, 445千円

一般会計繰入金（事務費、財政安定化支援、出産育児一時金の2/3など）、
保険基盤安定制度繰入金（保険税軽減分・保険者支援分）、国保財政調整基金繰入金

(4) 諸収入 31, 890千円

延滞金、第三者納付金、返納金及び償還金など

(歳 出)

<主な歳出の増減>

- ・ 保険給付費（対前年度比：453, 639千円）
被保険者は減少するものの、高齢化の進展や医療の高度化等による医療費の増額を見込む。
- ・ 国民健康保険事業費納付金（対前年度比：△70, 102千円）
被保険者数及び一人当たり医療費の推計等による県全体の医療費見込額が減少したため。

◆主な歳出

(1) 総務費 250, 130千円
国保事業を運営するための一般事務費

(2) 保険給付費 7, 804, 002千円
療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等に係る経費

(3) 国民健康保険事業費納付金 2, 426, 162千円
市町村の医療費水準や所得水準に応じて県が算定する納付金

(4) 保健事業費（※別紙資料参照） 113, 506千円

(5) 諸支出金 19, 349千円
国保税の還付等に係る償還金、高額療養費及び出産育児一時金の貸付金など

(6) 予備費 1, 000千円
不測の事態に備えるための経費

令和4年度 国保特別会計 当初予算 (案)

【歳入】

(単位：千円)

科 目	予算額			伸 率 (C/A)
	令和3年度(A)	令和4年度(B)	増減(C)	
国民健康保険税	1,634,103	1,554,703	△ 79,400	△ 4.9%
医療分	1,044,901	995,501	△ 49,400	△ 4.7%
後期高齢者支援金等分	436,101	408,701	△ 27,400	△ 6.3%
介護分	153,101	150,501	△ 2,600	△ 1.7%
使用料及び手数料	801	801	0	0.0%
国庫支出金	45	3,953	3,908	8,684.4%
災害臨時特例補助金	45	3,953	3,908	8,684.4%
県支出金	7,451,744	7,931,365	479,621	6.4%
保険給付費等交付金（普通交付金）	7,311,113	7,743,783	432,670	5.9%
保険給付費等交付金（特別交付金）	140,631	187,582	46,951	33.4%
財産収入	260	272	12	4.6%
繰入金	1,066,102	1,091,445	25,343	2.4%
一般会計繰入金	307,496	304,526	△ 2,970	△ 1.0%
保険基盤安定制度繰入金	466,892	449,469	△ 17,423	△ 3.7%
未就学児均等割保険税繰入金	0	2,758	2,758	皆増
基金繰入金	291,714	334,692	42,978	14.7%
繰越金	2	2	0	0.0%
諸収入	29,964	31,890	1,926	6.4%
歳入合計	10,183,021	10,614,431	431,410	4.2%
国保財政調整基金残高見込み	2,154,191	1,805,412	△ 348,779	△ 16.2%

【歳 出】

(単位：千円)

科 目	予算額			伸 率 (C/A)
	令和3年度(A)	令和4年度(B)	増減(C)	
総務費	205,479	250,130	44,651	21.7%
総務管理費	184,960	229,425	44,465	24.0%
徴税費	18,120	18,525	405	2.2%
運営協議会費	715	666	△ 49	△ 6.9%
趣旨普及費	1,684	1,514	△ 170	△ 10.1%
保険給付費	7,350,363	7,804,002	453,639	6.2%
療養給付費	6,308,100	6,685,100	377,000	6.0%
療養費	40,380	43,972	3,592	8.9%
高額療養費	950,374	1,026,780	76,406	8.0%
高額介護合算療養費	1,385	1,254	△ 131	△ 9.5%
移送費	100	100	0	0.0%
審査支払手数料	21,784	21,656	△ 128	△ 0.6%
出産育児一時金	17,640	15,120	△ 2,520	△ 14.3%
葬祭費	10,200	9,600	△ 600	△ 5.9%
傷病手当金	400	420	20	5.0%
国民健康保険事業費納付金	2,496,264	2,426,162	△ 70,102	△ 2.8%
医療給付費分	1,683,334	1,631,818	△ 51,516	△ 3.1%
後期高齢者支援金等分	608,340	592,679	△ 15,661	△ 2.6%
介護納付金分	204,590	201,665	△ 2,925	△ 1.4%
共同事業拠出金	10	10	0	0.0%
共同事業拠出金	10	10	0	0.0%
保健事業費	106,222	113,506	7,284	6.9%
特定健康診査等事業費	76,347	81,739	5,392	7.1%
保健事業費	29,875	31,767	1,892	6.3%
基金積立金	260	272	12	4.6%
諸支出金	19,423	19,349	△ 74	△ 0.4%
償還金及び還付加算金	19,423	19,349	△ 74	△ 0.4%
予備費	5,000	1,000	△ 4,000	△ 80.0%
歳出合計	10,183,021	10,614,431	431,410	4.2%

【参 考】

区 分	令和3年度(A)	令和4年度(B)	増減(C)	伸率(C/A)
療養諸費費用額	8,560,618千円	9,061,604千円	500,986千円	5.9%
年間平均被保険者数	21,252人	21,012人	△ 240人	△ 1.1%
一人当たり医療費	402,815円	431,259円	28,444円	7.1%

＜取組方針＞

平成30年3月に策定した「酒田市国民健康保険データヘルス計画〔第2期〕・特定健診等実施計画（第3期）」及び令和2年度に実施した両計画の中間評価に基づき、被保険者の健康保持や医療費適正化に向けた事業に積極的に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を含めた環境の変化に適宜対応し、より効果的な保健事業を推進する。

○特定健康診査等事業費（予算額 81,739,000円）

高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険者に義務付けられたメタボリックシンドロームに着目した特定健診及び特定保健指導を行う。

（1）特定健診（目標受診率：58％）

対象者・・・40歳～74歳の国民健康保険被保険者

（2）特定保健指導（目標実施率：58％）

対象者・・・健診の結果により「積極的支援」及び「動機付け支援」に区分された方

内 容・・・生活習慣病予防に向けた保健師・管理栄養士等による計画的指導

（3）特定健診未受診者対策事業

・経年未受診者への受診勧奨、40歳の国保加入者に特化した受診勧奨

	目標値
勧奨者（経年未受診者）の受診割合	20%
勧奨者（40歳到達者）の受診割合	30%

（4）特定健診受診者フォローアップ事業

・血糖要受診者、血圧要受診かつ血糖要指導者に対する個別結果説明と受診勧奨等

	目標値
受診勧奨判定値を超えている者の医療機関受診率	50%

○保健事業費（予算額 31,767,000円）

健康教育、健康相談、健康診査その他被保険者の健康の保持増進のために次のような事業を行う。

（1）人間ドック助成事業

・本市で行う人間ドックを受診する40歳以上の国保被保険者に対し費用の一部を助成

（2）地域保健サービス事業

・在宅看護師等の電話指導により健康づくり指導や適正受診を図る

（3）生活習慣改善事業

・食生活改善や適度な運動による健康づくりを推進するため各種教室を開催

（4）広報活動事業

・「国保さかた」の発行（年4回）

（5）医療費適正化事業

・医療費通知の発行（年6回）、ジェネリック医薬品差額通知（年3回）の発行、コールセンターの活用（国保連合会共同処理）

	目標値
ジェネリック医薬品の使用率（数量ベース）	85.5%

※国の目標値 80%以上

（6）早期介入保健指導事業

・若年者（35～39歳の国保被保険者）健診の受診勧奨及び健診料金への助成

（7）健康教育

・糖尿病・高血圧予防教室、運動教室の開催

70歳以上の被保険者に係る一部負担金割合の判定について

1 概要

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方が医療機関を受診する場合、窓口で医療費の2割を負担することとなっていますが、住民税の課税標準額が145万円以上の方については「現役並み所得者」とみなし、3割負担となっています。

ただし、単独で年間収入額が383万円未満の場合などは、被保険者からの申請を受け2割負担に軽減しています。

今回、国民健康保険法施行規則の一部改正により、市町村が収入要件を確認できれば、被保険者の申請によらず負担割合を変更できるようになりました。

これにより、対象者は申請手続きが不要となり、また、市としても、3割負担の方に通知していた勧奨案内が不要となり、事務負担が軽減されます。

<基準収入額適用実績>

- ・令和2年度実績 1件
- ・令和3年度実績(12月末) 1件 (3割負担者292名(8月一斉更新時))

2 実施期日

令和4年1月1日から